

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名 奏の丘

評価実施期間：平成29年1月6日～29年4月24日

1 評価機関

名 称	公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

2 事業者情報【平成29年2月17日現在】

事業所名称： (施設名)	社会福祉法人 常盤会 奏の丘	サービス種別：	生活介護事業所
開設年月日：	平成26年8月1日	管理者氏名	施設長 久木元御千子
設置主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
経営主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
所在地：	〒 891-1205 鹿児島県鹿児島市石谷町1653番地1		
連絡先電話番号：	099-295-6571	FAX 番号：	099-295-6572
ホームページアドレス	www.tokiwakai.com	E-mail	Kanade@tokiwakai.com

基本理念・運営方針

【法人理念】

- ・ 地域の方々の社会福祉支援を目的に誠心誠意のサービスを行います。
- ・ 地域の方々が安心、快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います。
- ・ 全ての職員は、倫理理念を遵守し専門性を高め地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します。

【基本方針】

- ・ 利用者の基本的人権を尊重し、受容と傾聴を基本に心に寄り添う支援、自らの力を生み出せる支援を実践します。
- ・ 利用者への権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援ができるようスキルアップに努め、地域に目を向けた福祉活動を図ります。

【運営方針】

- ・ 利用者個々の実態に即した個別支援の提供
- ・ 第三者評価基準に基づく、質の高い福祉サービスの実現
- ・ 利用者の家族等との連携と深い信頼関係の構築
- ・ 施設設備の計画的な整備
- ・ 計画的な人材育成の推進
- ・ 様々な取り組みの多角的な分析と数値化・グラフ化

【施設事業所の特徴的な取組】

【利用者の状況】

定員	30名	利用者数	29名
----	-----	------	-----

【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数		
	常勤(人)		非常勤(人)					
	専従	兼務	専従	兼務				
施設長	1				1	1		
サービス管理責任者	1				1	1		
支援員	12		3		12.65	10		
看護師	1				1	1		
栄養士	1				1	0		
前年度採用・退職の状況			採用	3人	常勤	3人	非常勤	0人
			退職	0人	常勤	0人	非常勤	0人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数						5.69年		
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						3.66年		
○常勤職員の平均年齢						32.1歳		
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						31.2歳		

3 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 年 月 日 (契約日) ～平成 年 月 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	今回初回 (一 年度)

4 評価の総評

◇特に評価の高い点

- ・社会福祉法人 常盤会は、鹿児島県内の社会福祉事業者の中でも福祉サービス第三者評価事業に率先して取組まれ、当事業所「奏の丘」も第三者評価を受審し自己評価を取り入れることで、施設運営の全体にわたって、福祉施設の必要とされる条件が整っていることが高く評価されます。
- ・法人の理念、基本方針は、事業所の事業計画、広報誌、ホームページ等に明示され、使命や目指す方向が読み取れます。組織として求められる職員像を「求められる職員のあり方」として明記した「目標面接カード」を活用した職員一人ひとりの目標管理と、管理者の面談による評価と見直しが行われています。
- ・利用者の意見・要望を聞き入れるために、個別の面談、家族からの相談を受け、自立に結びつける支援も行われています。
- ・奏の丘では、利用者は作業活動や趣味活動において自分で選択・決定ができるよう工夫されており、また家庭での自立につなげる個別支援がなされています。
- ・特に意思表示が難しい利用者については、写真や絵カードなどでコミュニケーション能力を高める訓練を行うことにより、本人の意をくむ配慮がなされています。
- ・奏の丘が有する機能を地域に還元するために、近隣の方々を招いて事業所のスペースを活用した「かなでマーケット」を開催して、利用者が作成した作品や製品の展示・販売や、「フラワーアレンジメント教室」を開催しているほか、事業所の看護師を同一敷地内に設置する「子育て支援センター」に講師として派遣しています。

◇改善を求められる点

- ・法人では、『新たな時代の潮流に即応した社会福祉の創造』をメインテーマに、平成 28 年度から 5 か年の中・長期事業計画が策定され、法人の理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしていますが、中・長期事業計画を実現するための財務面での裏付けとなる中・長期収支計画が策定されていないので、事業計画と併せて策定しておく必要があります。